

府民向けFAQ

地域保健課母子G(R3.2.25時点)

No.	想定質問	回答
1	申請様式は大きく変わるのか？もう今の様式に書いて準備しているが。	現在使用している様式はそのまま使用出来るものとし、新たに確認する内容を別様式で作成し追加で提出いただきます。また、内容を確認するため、添付書類を追加で提出していただく必要があります。
2	申請書は年度末にまとめて出したらよいのか？	今年度に限り、制度の拡充に伴い令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の治療終了分については令和3年5月31日まで申請期限を延長しておりますが、制度拡充により、まとめて提出されても、一度に支払いが出来ない場合があります。そのことをご理解の上、令和3年5月31日までに必ず申請いただくようお願いいたします。
3	早く申請したら早く助成してもらえるか？どのくらいの期間で助成されるのか？	原則、申請の順番に書類を審査し、手続きを進めます。例年、年度末にかけて申請が増加し、今年度も同様と想定されるため、提出からお支払まで2～3か月程度はお待ちいただくことになります。
4	制度の変更に伴い追加書類は発生するか。また、不要になる書類はあるか。	拡充の対象となる1月1日以降に治療を終了した申請のうち、事実婚の方や第2子以降の治療で助成回数のリセットを希望する方等は追加書類が必要となります。また、3月31日までに治療を終了した方については、不要となる書類はありませんが、4月1日以降に治療を終了した方は、一部の書類が提出不要となります。詳細についてはHPに掲載しています。なお、令和2年12月末までの治療終了分については、これまでと添付書類に変更はありません。
5	39歳で1回目の助成を受け出産した。現在40歳となり、第2子を得るために再度治療を受けているが、リセットをすると受けられる助成回数が3回となり、リセットせず受けた場合の5回より減ってしまう。減らないように出来ないか。	リセットの制度は、助成回数が増える場合に適用を受けることができるものとなっています。そのため、ご質問のように回数が減る場合は、リセットを適用せずにそのまま残りの5回の助成を受けることができます。
6	事実婚である場合に必要な添付書類は何か。	重婚でないことを確認するために「夫婦の戸籍謄本」、世帯の状況を確認するために「夫婦の住民票（世帯全員分）」、事実婚の状況を確認し、子が出生した場合に子の父となる者が認知を行う意向があることを確認するために「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要です。
7	特定不妊治療の助成を受けた後に子どもが生まれた場合に、助成回数がリセットされると聞いたが、そのために必要な添付書類は何か。	出生した子の氏名・生年月日等を確認するために「子の住民票（世帯全員）」及び「子の戸籍謄本」の提出が必要です。
8	特定不妊治療助成を受けた後に妊娠し、12週以降で死産になった場合に、助成回数がリセットされると聞いたが、そのために必要な添付書類は何か。	死産となった子の生年月日等を確認するために「死産届」の写しや母子健康手帳の「出産の状態ページ」の写し又は「死産証書・死胎検案書」の写し等の提出が必要です。
9	助成の限度回数(6回または3回)まで助成を受け、その後に助成を受けずに治療を受け子を出生した。その際、リセットの適用を受けられるか。	リセットの制度は、特定不妊治療助成の助成を受けた後に子どもが生まれた場合で、次の子を得るための助成を受ける際に適用されるもので、出生した子が助成を受けた治療によるものであるかを問うものではないため、次の子を得るために行った令和3年1月1日以降に終了した治療で、リセットを適用することで、次の子を得るための治療への助成を希望する際には、次の子の治療開始時の妻の年齢に応じた回数の助成を受けることができます。
10	助成の限度回数(6回または3回)まで助成を受け、その後に自然妊娠し、出生した。その際、リセットの適用を受けられるか。	問9への回答と同様に、リセットは出生した子が助成を受けた治療によるものであるかを問うものではないため、次の子の治療開始時の妻の年齢に応じた回数の助成を受けることができます。
11	特定不妊治療助成を受けたパートナーと離婚したのち、事実婚関係となり、特定不妊治療を受けた。助成を受けることは可能か。	離婚後の治療開始時点及び申請時点で事実婚の状態であれば、今回の助成制度の拡充により、法律上の婚姻をしていた際の初回治療開始時の妻の年齢に応じた助成回数から既に助成を受けた回数を引いた残りの回数の助成を受けることができます。

府民向けFAQ

地域保健課母子G(R3.2.25時点)

No.	想定質問	回答
12	<p>これまで世帯年収730万円以上だったため、助成を受けずに治療を受けていた。今回、助成制度の拡充により初めて申請するが、助成を受けずに治療を開始した時点の妻の年齢が40歳未満の場合、6回の助成を受けられるのか。それとも、今回助成対象となる治療開始時の年齢が40歳であるので、3回の助成となるのか。</p>	<p>今回の助成制度の拡充は、治療終了日が令和3年1月1日以降の治療に対し適用されるものであるため、今回の例では、助成対象となる初回の治療開始日の妻の年齢が40歳となり、3回までの助成となります。</p>
13	<p>これまで5回助成を受け、令和3年1月1日以降に終了した治療で出生できず助成を受けた場合は、その後の治療は助成対象外となるのか。</p>	<p>今回の助成制度の拡充による回数リセットは、助成を受けた後に出生（不妊治療によるものだけでなく自然妊娠を含む）した場合に、その次の子を得るための不妊治療を行う場合に、初回治療開始時の妻の年齢に応じた回数にリセットさせるというものです。そのため、子の出生が無い場合は、リセットされず、7回目以降の治療を行っても、助成対象外となります。なお、7回目以降の治療で妊娠し、出産又は妊娠12週以降に死産に至った場合はリセットされ、その次の子を得るための不妊治療を行う場合は、次の子を得るための初回治療開始時の妻の年齢に応じた回数の助成を受けることができます。</p>
14	<p>第2子の1回目の治療が令和2年12月中に終わっており、令和3年1月1日以降に申請するが、子が得られなく令和3年1月1日以降に治療を開始した場合、令和2年12月中に終了した治療が第2子の1回目とされ、令和3年1月1日以降に治療を開始した治療が2回目とされるのか。</p>	<p>今回の助成制度の拡充の対象となる治療は令和3年1月1日以降に治療を終了したものとなるが、回数リセットの場合の回数のカウントは、第2子を得るために治療の助成回数を含めてカウントすることから、令和2年12月中に終了した治療が第2子の1回目となり、令和3年1月1日以降に治療を開始した治療が2回目となります。</p>